

# 令和5年第1回足立区議会定例会提出案件（追加）

令和5年3月22日現在

議案番号	整理番号	案 件 名	備 考
	1	足立区いじめ等特別調査委員会設置条例	足立区いじめ等特別調査委員会の設置
	2	一本橋架け替え工事請負契約	仮契約日 令和5年2月16日 金額 473,000,000円
	3	財産の取得について	梅田八丁目複合施設用地等の取得
	4	足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例	保険料率の改定 外
	5	足立区国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例	出産費資金貸付事業の終了に伴う廃止
	6	足立区国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例	出産費資金貸付事業の終了
	報告 1	専決処分した事件の報告について	和解 1件 1,800,000円 区道の切り株に接触して発生した事故
	報告 2	専決処分した事件の報告について	損害賠償の額の決定 2件 1,837,143円 区道の植樹柵により転倒した事故 公務中に発生した公用車と自転車による事故

# 令和5年第1回足立区議会定例会提出予定案件

令和5年3月22日現在

議案番号	整理番号	案 件 名	備 考
	1	令和5年度足立区一般会計補正予算（第2号）	



4 足総総発第 5 5 3 4 号

令和 5 年 3 月 2 3 日

足立区議会議長

工 藤 哲 也 様

足立区長 近 藤 弥 生

足立区教育委員会委員任命の同意について

足立区教育委員会委員として下記の者を任命いたしたく地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、区議会の同意についてよろしくお取り計らい願います。

記

久 保 田 善 彦 （略歴裏面のとおり）

略歷省略

# 議会運営委員会 報告資料

報告日 令和5年3月22日

件名	令和5年度組織・定数について
所管部課名	政策経営部 政策経営課
内容	<p>令和5年度組織・定数については、令和5年1月30日の議会運営委員会において報告したところであるが、以下及び別紙のとおり変更したため、改めて報告する。</p> <p>なお、今回の変更は区長の事務部局内の職員定数の内訳を変更するものであり、足立区職員定数条例（改正について第一回区議会定例会において審議中）に定める職員定数（各事務部局及び合計）の変動を伴うものではない。</p> <p><b>【変更内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>令和5年度における新型コロナウイルスワクチン接種事業への対応にかかり、廃止するとしていた新型コロナウイルスワクチン接種担当課を継続設置することとした。</li> <li>保健予防課コロナワクチン担当係長の新設は取り消し、配置するとしていた定数を新型コロナウイルスワクチン接種担当課に戻す。</li> <li>現状における給付金事業の見通しを踏まえ、生活・暮らし臨時給付金担当課の定数の一部を新型コロナウイルスワクチン接種担当課に移す。</li> </ol>
問題点 今後の方針	<p>今後も、社会経済情勢に応じた適正なサービス水準を確保する体制整備を図りながら、組織編成と定数管理を行っていく。</p>

# 令和5年度組織・定数の査定について

令和5年3月6日

## 1 基本的考え方（令和5年度足立区行財政運営方針より）

### （1）優先的に取り組むべき課題と財政状況の展望

#### ア 区民等の安全・安心を守りぬくとともに、「さらに誇れる足立」を目指す

長期化する新型コロナウイルス感染症や不安定な世界情勢、物価やエネルギー価格高騰の影響、また首都直下地震等による新たな区内被害想定などのリスクが、今後の区政運営に大きな影を落としている。しかし、区はいかなる状況下においても、区民の暮らしを守りぬく強い覚悟の下、必要な施策を迅速に実行する責務がある。

具体的には、区民の安全・安心のため、自然災害への対策強化に最優先で取り組む。加えて、区民の暮らしや区内事業者の経済活動を支える対策を講じていく。また、「さらに誇れる足立」の実現に向け、高齢者や障がい者も暮らしやすい共生社会の構築など包摂性に満ちた施策を展開するとともに、体感治安向上等により誰もが誇りを持って住み続けたい魅力あふれるまちを目指していく。

#### イ 堅調な税収に甘んずることなく、持続可能な財政運営を実現する

令和3年度決算における特別区民税収入は458億円となり、令和2年度から2億円減少したものの堅調に推移している。コロナ禍の影響により大幅な減収を見込んでいた財政調整交付金も、原資である都税収入の増加に伴い49億円の増となった。また、財政の弾力性を判断する経常収支比率は77.0%と、2年ぶりに適正水準とされる80%以内に改善している。

結果的に、令和3年度決算は良好であったが、新型コロナウイルス感染症や世界情勢の先行きが不透明であることに加え、令和8年度以降は学校を始めとする公共施設の更新が集中することなどから、今後の区財政の見通しは決して楽観視できない。計画的に経費の平準化を図るとともに、限られた財源を真に必要な施策に振り分け、持続可能な財政運営を実現していく。

### （2）組織・定数管理の取組方針

上記のような区を取りまく様々な課題や行政ニーズを踏まえ、各部の権限と責任による組織編成及び定数配分を尊重しつつ、職員の不正や事故・ミスの防止及び効果的かつ効率的な行財政運営を見据え、組織・定数査定を行った。

組織については、区が直面する様々な課題に的確に対応していくことができる編成とし、定数については、区民生活を支えるために必要性の高い業務に注力できるよう、業務内容を厳密に精査し、その結果に基づき配分の決定を行った。

令和5年度における組織編成及び定数配分等に関する主な事項は、次のとおりである。

## 2 査定の概要

### (1) 定数について

令和5年度定数は、次のとおりである。

#### 【過去10年間の定数推移】

	平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	対前年 度比
A: 配分定数	3,314	3,283	3,229	3,203	3,176	3,189	3,225	3,243	3,257	3,309	+52
B: 保留定数	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	0
C: 条例定数 (A+B)	3,364	3,333	3,279	3,253	3,226	3,239	3,275	3,293	3,307	3,359	+52
D: 公社等 派遣定数	19	19	33	33	33	34	33	33	33	33	0
E: 総定数 (C+D)	3,383	3,352	3,312	3,286	3,259	3,273	3,308	3,326	3,340	3,392	+52

### (2) 主な組織改編について

- ア 次期基本計画策定のため、基本計画担当課及び基本計画担当係長を新設する。
- イ 人事制度と人材育成制度の一体的推進のため、人事課に人材育成課を統合する。
- ウ 公共施設等総合管理計画改訂及び持続的な施設マネジメント体制推進のため、公共施設マネジメント担当部、公共施設マネジメント担当課及び公共施設マネジメント担当係長を新設する。
- エ 高校生等への医療費助成拡大に伴い、親子支援課の係編制を見直し、児童給付係を児童手当係と子ども医療費給付係に分割する。

### (3) 主な定数配分事由について

- ア 自治体情報システム標準化・共通化への対応
- イ 障がい者へのスポーツ推進施策の整備・拡充
- ウ 住民税非課税世帯等への給付金支給事業への対応
- エ 児童虐待等の相談体制確保
- オ 高齢者緊急通報システム、高齢者見守りサービス助成等、高齢者施策の拡充
- カ 出産・子育て応援交付金事業への対応

なお、区として優先すべき課題対応に必要な組織の新設、及び人員増に対しては、極力既存の事務事業の見直し等によって生み出された人員を振り向けていく。

## 3 今後の方針

---

「定員管理指針（令和4年8月）」に基づき、引き続き適正な定員管理に努める。

## 令和5年度の主な組織改正

所属	部・課長級	係長級
政策経営部	①副参事（基本計画担当）を新設	①副参事（基本計画担当）に基本計画担当係長を新設
	②エリアデザイン推進室長（兼務ポスト）を定数化	②副参事（SDGs未来都市推進担当）付 SDGs未来都市推進担当係長を1増(1)→(2)
	③副参事（エリアデザイン計画担当）を1減(2)→(1)	③財政課 財政担当係長を1増(9)→(10)
		④区民の声相談課 区民の声担当係長を1増(2)→(3)
総務部	①人材育成課を廃止（人事課に統合）	①総務課 法務第二係長（兼務ポスト）を定数化
	②参事（公共施設マネジメント担当）及び副参事（公共施設マネジメント担当）を新設	②人材育成係を人材育成課（廃止）から人事課へ移管
		③副参事（公共施設マネジメント担当）に公共施設マネジメント担当係長(4)を新設（うち、担当係長(1)は施設営繕部 中部地区建設課からの移管）
危機管理部	①危機管理課長（兼務ポスト）を定数化	①危機管理課 危機管理担当係長を犯罪抑止担当係長へ名称変更
		②危機管理課 生活安全推進担当係長を生活安全推進係へ名称変更
		③災害対策課に業務改善担当係長を新設
施設営繕部		①中部地区建設課 学校改築調整係を廃止（学校運営部 学校施設管理課へ事務移管）
		②中部地区建設課 事務調整担当係長を廃止（総務部 副参事（公共施設マネジメント担当）へ事務移管）
区民部		①課税課の課税第四係を廃止し、課税計画係を新設
		②課税課の税システム開発担当係長を廃止し、システム標準化担当係長を新設
地域のちから推進部		①住区推進課に実地調査担当係長を新設
		②スポーツ振興課にスポーツ施設整備改修担当係長を新設
		③スポーツ振興課にパラスポーツ推進担当係長(2)を新設
		④中央図書館の図書館サービスデザイン推進担当係長を廃止し、梅田八丁目複合施設整備担当係長を新設



## 令和5年度の主な組織改正

所属	部・課長級	係長級
福祉部	①副参事（生活・暮らし臨時給付金担当）を新設	①福祉管理課に地域保健福祉計画・重層的支援体制整備担当係長を新設
		②福祉管理課にシステム標準化担当係長を新設
		③親子支援課の児童給付係を児童手当係と子ども医療費給付係に分割
		④副参事（生活・暮らし臨時給付金担当）に生活・暮らし臨時給付金担当係長(2)を新設
		⑤高齢福祉課の高齢援護係を高齢援護第一係と高齢援護第二係に分割
		⑥生活保護指導課に業務改善担当係長を新設
		⑦副参事（高齢援護担当）付 高齢援護担当係長を1増(1)→(2)
衛生部	①参事（新型コロナウイルスワクチン接種担当）を廃止（副参事（新型コロナウイルスワクチン接種担当）は継続設置）	①衛生管理課 大学病院整備担当係長を大学病院調整担当係長へ名称変更
		②衛生管理課にシステム標準化担当係長を新設
		③副参事（新型コロナウイルスワクチン接種担当）付 新型コロナウイルスワクチン接種担当係長を1減(4)→(3)
		④江北保健センターに江北保健センター移転調整担当係長を新設
都市建設部		①まちづくり課の西新井地区担当係長を廃止（道路整備課へ事務移管）
		②道路整備課 用地担当係長を1増(2)→(3)（まちづくり課からの事務移管）
学校運営部		①学校施設管理課の施設管理係を廃止し、管理係及び学校施設係を新設（施設営繕部 中部地区建設課からの事務移管に伴う係再編）
		②学校施設管理課 適正配置担当係長を1減(2)→(1)
		③学務課に通学路担当係長を新設
子ども家庭部	①副参事（就学前教育推進担当）（兼務ポスト）を廃止	①子ども施設入園課にシステム標準化担当係長を新設
	②副参事（待機児ゼロ対策担当）（兼務ポスト）を廃止	②支援管理課の特別支援係及び特別支援教室担当係長を廃止し、就学相談係及び特別支援教育係を新設
	③支援管理課長（兼務ポスト）を定数化	③こども家庭支援課にシステム担当係長を新設

## 令和5年度各部定数状況

※令和5年3月6日現在

	常勤職員			非常勤職員		
	4年度	5年度	増減	4年度	5年度	増減
政策経営部	107	113	+6	20	20	±0
総務部	117	121	+4	11	12	+1
危機管理部	38	41	+3	20	26	+6
施設営繕部	114	106	△8	21	21	±0
区民部	264	269	+5	171	177	+6
地域のちから推進部	313	315	+2	125	124	△1
産業経済部	43	44	+1	33	35	+2
福祉部	673	684	+11	220	222	+2
衛生部	245	244	△1	67	68	+1
環境部	195	194	△1	49	47	△2
都市建設部	371	375	+4	84	83	△1
会計管理室	10	10	±0	0	0	±0
教育指導部	53	54	+1	558	568	+10
学校運営部	63	73	+10	48	49	+1
小中学校	0	0	±0	59	56	△3
子ども家庭部	614	628	+14	909	913	+4
選挙管理委員会事務局	11	12	+1	1	1	±0
監査事務局	8	8	±0	1	1	±0
農業委員会	2	2	±0	0	0	±0
区議会事務局	16	16	±0	2	2	±0
区合計①	3,257	3,309	+52	2,399	2,425	+26

## 令和5年度各公社等定数状況

	常勤職員			非常勤職員		
	4年度	5年度	増減	4年度	5年度	増減
勤労福祉サービスセンター	7	7	±0	8	8	±0
生涯学習振興公社	7	7	±0	1	1	±0
社会福祉協議会	3	3	±0	4	4	±0
足立市街地開発	0	0	±0	8	8	±0
体育協会	4	4	±0	1	1	±0
観光交流協会	12	12	±0	3	3	±0
公社等合計②	33	33	±0	25	25	±0

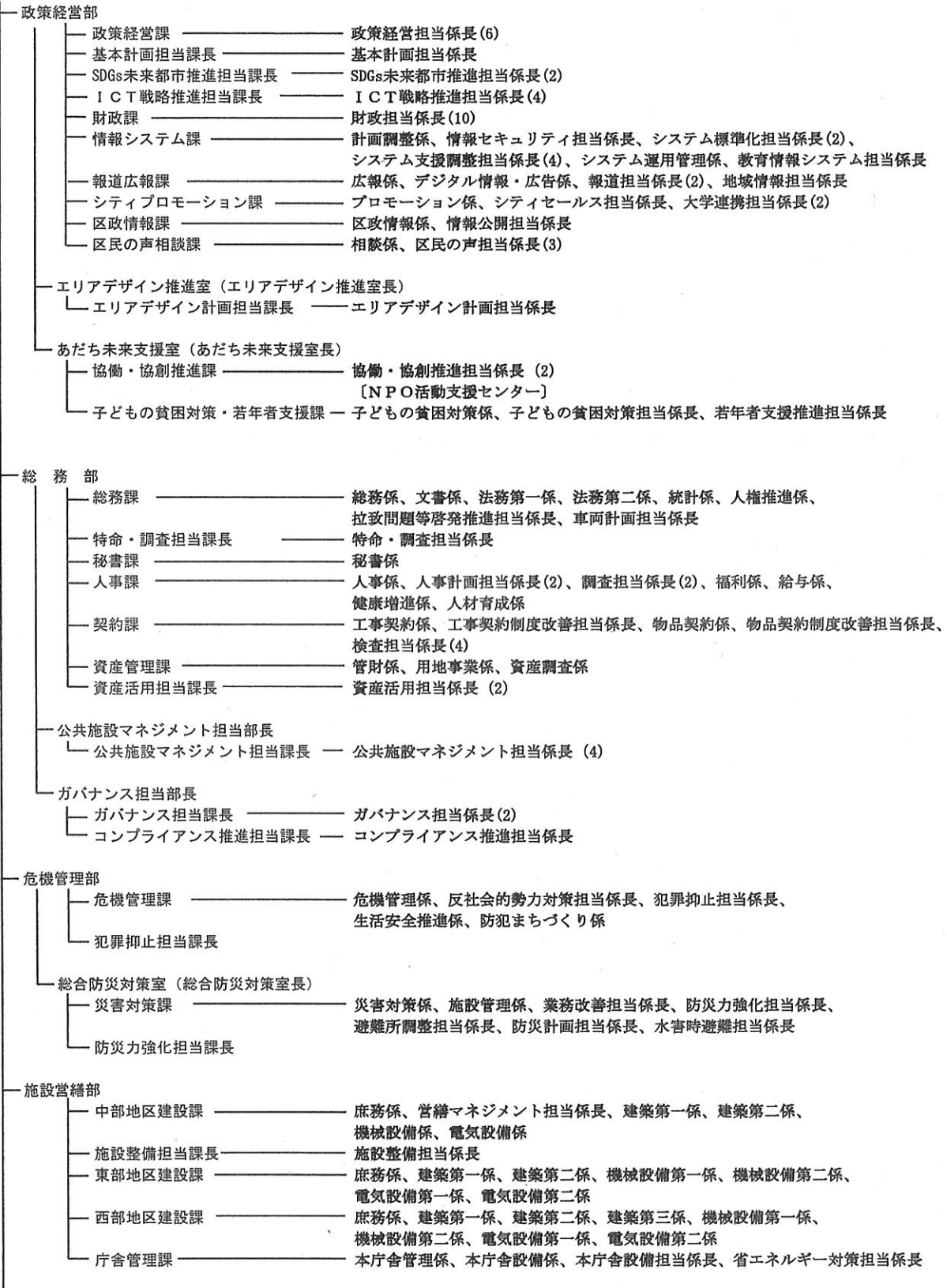
※固有職員を除く

	常勤職員			非常勤職員		
	4年度	5年度	増減	4年度	5年度	増減
保留定数③	50	50	±0	—	—	—
<b>総合計①+②+③</b>	<b>3,340</b>	<b>3,392</b>	<b>+52</b>	<b>2,424</b>	<b>2,450</b>	<b>+26</b>



令和5年度 足立区組織機構図(令和5年3月6日現在)

区長  
副区長



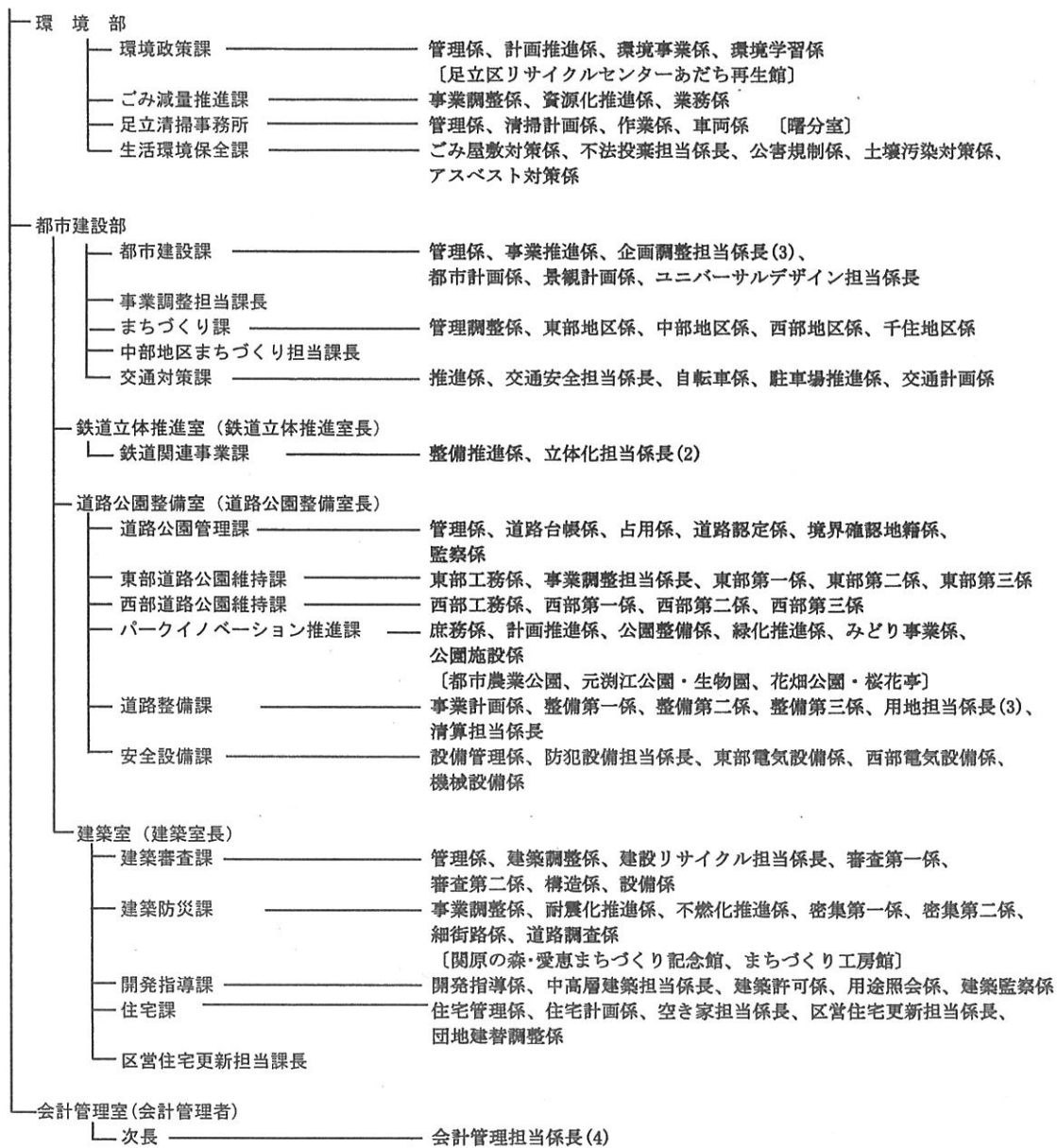
令和5年度 足立区組織機構図(令和5年3月6日現在)



令和5年度 足立区組織機構図(令和5年3月6日現在)

福 祉 部	
福祉管理課	管理係、調整担当係長(2)、個別避難計画推進担当係長、地域保健福祉計画・重層的支援体制整備担当係長、福祉システム係、システム標準化担当係長、債権係、民生係、法人指導係 [ボランティアセンター(2)]
親子支援課	親子支援係、ひとり親家庭支援担当係長、児童手当係、子ども医療費給付係
生活・暮らし臨時給付金担当課長	生活・暮らし臨時給付金担当係長(2)
障がい福祉課	障がい福祉係、障がい施設調整担当係長、障がい施設推進担当係長、障がい経理係、障がい審査係、虐待防止・権利擁護担当係長、障がい給付係、中部援護第一係、中部援護第二係、千住援護係、千住援護調整担当係長、東部援護係、東部援護調整担当係長、西部援護係、西部援護調整担当係長、北部援護係、北部援護調整担当係長 [障がい福祉サービス事業所(通所)(2)、障がい福祉サービス事業所(共同生活援助)(2)、障がい者等貸出施設]
障がい援護担当課長	
障がい福祉センター	庶務係、自立生活支援係、地域生活支援担当係長、社会リハビリテーション係、就労促進訓練係、生活体験係、重度療育担当係長、幼児療育係
高齢者施策推進室(高齢者施策推進室長)	
高齢福祉課	高齢調整係、施設係、在宅支援係、高齢援護第一係、高齢援護第二係、権利擁護推進係、中国帰国者等支援担当係長 [軽費老人ホーム、在宅サービスセンター、授産場]
地域包括ケア推進課	事業調整係、計画推進担当係長、介護予防・生活支援担当係長、高齢者栄養施策推進担当係長、医療・介護連携推進担当係長、認知症施策推進担当係長、地域包括支援センター担当係長、包括支援システム担当係長
介護保険課	介護保険係、介護保険調整担当係長、資格保険料係、介護認定係、保険給付係、介護事業者支援係、特養整備推進担当係長、介護保険システム担当係長、事業者指導係
足立福祉事務所	
生活保護指導課	庶務係、適正化推進係、業務改善担当係長、収納管理担当係長、情報管理担当係長
高齢援護担当課長	高齢援護担当係長(2)
障がい者支援担当課長	障がい援護担当係長(10)
中部第一福祉課	庶務係、総合相談係、保護第一係、保護第二係、保護第三係、保護第四係、保護第五係、保護第六係
中部第二福祉課	庶務係、総合相談係、保護第一係、保護第二係、保護第三係、保護第四係、保護第五係、保護第六係
千住福祉課	庶務係、総合相談係、保護第一係、保護第二係、保護第三係
東部福祉課	庶務係、総合相談係、保護第一係、保護第二係、保護第三係、保護第四係、保護第五係
西部福祉課	庶務係、総合相談係、保護第一係、保護第二係、保護第三係、保護第四係、保護第五係
北部福祉課	庶務係、総合相談係、保護第一係、保護第二係、保護第三係、保護第四係、保護第五係、保護第六係
くらしと仕事の相談センター	生活相談係、就労支援担当係長、子どもの学習支援係
衛 生 部	
衛生管理課	衛生管理係、大学病院調整担当係長、計画調整担当係長、公害保健係、システム標準化担当係長
データヘルス推進課	データヘルス推進係、多世代健康データ連携担当係長、健診事業係
こころとからだの健康づくり課	健康づくり係、糖尿病対策担当係長(2)、健康経営・協創推進担当係長、こころといのち支援係
保健予防課	保健予防係、妊産婦支援係、母子保健事業担当係長
新型コロナウイルスワクチン接種担当課長	新型コロナウイルスワクチン接種担当係長(3)
足立保健所	
生活衛生課	庶務係、動物愛護事業担当係長、受動喫煙防止担当係長、生活衛生係、食品保健係、食品監視係、医薬衛生係、衛生試験所、検査担当係長
感染症対策課	事業調整係、防疫係、感染症対策担当係長
中央本町地域・保健総合支援課	庶務係、地域保健係、地域保健担当係長、歯科保健担当係長、保健栄養担当係長、精神保健係、精神保健担当係長
竹の塚保健センター	庶務係、地域保健第一係、地域保健第二係、地域保健担当係長、歯科保健担当係長、保健栄養担当係長
江北保健センター	庶務係、地域保健係、地域保健担当係長、歯科保健担当係長、保健栄養担当係長、江北保健センター移転調整担当係長
千住保健センター	庶務係、地域保健係、地域保健担当係長、歯科保健担当係長、保健栄養担当係長
東部保健センター	庶務係、地域保健係、地域保健担当係長、歯科保健担当係長、保健栄養担当係長

令和5年度 足立区組織機構図(令和5年3月6日現在)

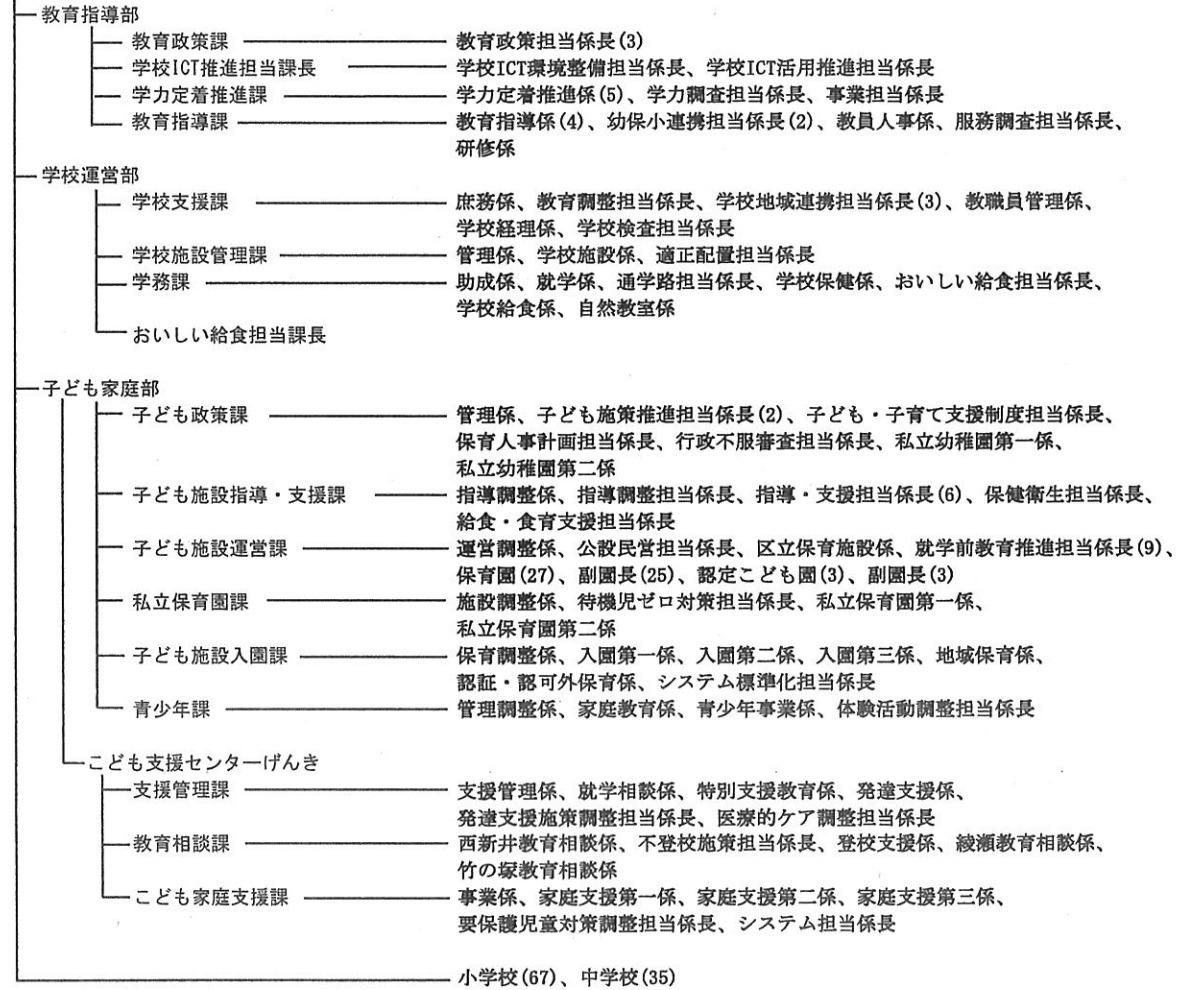


令和5年度 足立区組織機構図(令和5年3月6日現在)

教育委員会

教育委員会事務局

教育長



選挙管理委員会

選挙管理委員会事務局

— 次長 ————— 管理係、選挙係

監査委員

監査事務局

— 次長 ————— 監査担当係長(6)

農業委員会

事務長

— 事務主査

区議会

区議会事務局

— 次長 ————— 庶務係、調整担当係長、議事係、調査係



令和5年度 足立区組織機構図(令和5年3月6日現在)

[ 参 考 ]

(公財) 足立区勤労福祉サービスセンター

└ 事務局 ─── 総務課、事業課

足立区土地開発公社

└ 事務局 ─── 企画経理係、用地事業係、資産調査係

(公財) 足立区体育協会

└ 事務局 ─── 総務課、事業課

足立市街地開発(株)

社 長

└ 副社長

└─ 企画経営部 ─── 企画課、総務課、経理課、経営課、事業課  
└─ 事業担当部

(公財) 足立区生涯学習振興公社

事務局

└ 総務部 ─── 企画総務課、企画調整担当課長、経理課  
└ 学習事業部 ─── 放課後子ども教室推進課、放課後子ども教室地域担当課長(8)、  
学習・スポーツ事業課、文化活動支援課

(社福) 足立区社会福祉協議会

常務理事

└ 事務局

└─ 福祉事業部 ─── 総務課、企画経営課、生活支援課、保護雇用担当課、  
あいあいサービスセンター、権利擁護センターあだち、認定調査課  
└─ 地域福祉部 ─── 基幹地域包括支援センター地域福祉課、基幹地域包括支援センター包括支援課、  
基幹地域包括支援センター梅島・島根地域課、地域包括支援センター関原、  
社協ヘルパーステーション、総合ボランティアセンター

(公社) 足立区シルバー人材センター

常務理事

└ 事務局

(一財) 足立区観光交流協会

事務局

── 総務課、観光デザイン課、観光イベント課

議員提出第2号議案

学校給食費無償化を推進するための財政支援を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和5年 月 日

提出者

足立区議会議員	新	井	ひ	で	お
同	く	ぼ	た	美	幸
同	長	澤	こ	う	す
同	ぬ	か	が	和	子
同	鈴	木	あ	き	ら
同	長	井	ま	さ	の
同	岡	安	た	か	し
同	長	谷	川	た	か
同	鹿	浜			昭
同	佐	々	木	ま	さ
同	は	た	の	昭	彦
同	く	じ	ら		実

足立区議会議長 工藤哲也様

(提案理由)

国会及び政府に対し、学校給食費無償化を推進するための財政支援を求めるため、本案を提出する。

## 学校給食費無償化を推進するための財政支援を求める意見書（案）

学校給食法第2条で定める学校給食の目標達成に向け、小・中学校では給食を通じた食育が行われており、その意義は大きく、学校給食は教科学習と並んで学校教育の大きな柱となっている。加えて、朝食を摂らない子どもも多くおり、家庭環境による栄養格差改善の面でも、学校給食の果たす役割は大きい。

日本国憲法第26条第2項では、「義務教育は、これを無償とする」と定められており、教育基本法第5条第4項では、「国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない」とされている。小・中学校で用いられる教科書は、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律等により無償化が図られている。学校教育の大きな柱の一つを担っている学校給食費についても、教科書と同様、小・中学校等における無償化が求められている。

加えて、小・中学校に通う子どもを持つ家庭は、教材費や被服費、修学旅行積立金等の多くの教育費を負担しているが、とりわけ学校給食費は大きな負担となっている。

そのため、多くの自治体で無償化に向けた検討が行われており、足立区も令和5年度から区立中学校の学校給食費無償化を実施する予定である。一方で、小・中学校の学校給食費無償化実現には、自治体における財源確保が大きな課題となっている。

よって、足立区議会は、国会及び政府に対し、学校給食費無償化を推進するため、自治体への財政支援を行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣     あ   て

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

令和5年3月23日 午後1時開議

- |     |           |  |
|-----|-----------|--|
| 第1  | 第5号議案     | 令和5年度足立区一般会計予算   |
| 第2  | 第6号議案     | 令和5年度足立区国民健康保険特別会計予算   |
| 第3  | 第7号議案     | 令和5年度足立区介護保険特別会計予算   |
| 第4  | 第8号議案     | 令和5年度足立区後期高齢者医療特別会計予算  |
| 第5  | 第34号議案    | 令和5年度足立区一般会計補正予算(第1号)  |
| 第6  | 第9号議案     | 足立区基本計画審議会条例   |
| 第7  | 第10号議案    | 足立区職員定数条例の一部を改正する条例  |
| 第8  | 第11号議案    | 足立区事務手数料条例等の一部を改正する条例  |
| 第9  | 第14号議案    | 足立区立郷土博物館条例の一部を改正する条例  |
| 第10 | 第15号議案    | 足立区印鑑条例の一部を改正する条例  |
| 第11 | 第16号議案    | 足立区立子育てサロン条例の一部を改正する条例   |
| 第12 | 第17号議案    | 足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例                                    |
| 第13 | 第18号議案    | 足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例  |
| 第14 | 第19号議案    | 債権の放棄について  |
| 第15 | 第20号議案    | 債権の放棄について  |
| 第16 | 第21号議案    | 債権の放棄について  |
| 第17 | 第22号議案    | 債権の放棄について  |
| 第18 | 第23号議案    | 足立区精神障がい者自立支援センターの指定管理者の指定について   |
| 第19 | 第24号議案    | 足立区河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例  |
| 第20 | 第25号議案    | 足立区宅地開発事業調整条例の一部を改正する条例  |
| 第21 | 第26号議案    | 債権の放棄について  |
| 第22 | 第31号議案    | 債権の放棄について  |
| 第23 | 第27号議案    | 足立区における保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例  |
| 第24 | 第29号議案    | 指定管理業務履行等請求調停に関する和解について  |
| 第25 | 第32号議案    | 足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例                               |
| 第26 | 第33号議案    | 足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例                                       |
| 第27 | 議員提出第1号議案 | 足立区生きがい奨励金支給に関する条例   |
| 第28 | 4受理番号18   | 家庭用廃食油を区の事業として回収するよう求める陳情  |
| 第29 | 4受理番号16   | 都立高校入試にスピーキングテストの点数を加えることを中止し、次年度以降のスピーキングテストの中止を求める意見書を東京都に提出することを求める陳情       |
| 第30 | 2受理番号5    | 足立区立小・中学校全ての給食調理場に空調設備の設置を求める請願の撤回について   |
| 第31 | 元受理番号3    | 命を守る熱中症対策の強化を求める陳情   |
|     | 元受理番号6    | 不登校の子ども達や発達障がい特性のある子ども達とその保護者に対する適切な支援等の創設を求める請願                               |
|     | 元受理番号7    | 子どもを産み育てやすい新たな制度を求める請願   |
|     | 元受理番号8    | 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出を求める請願  |
|     | 元受理番号12   | 全てのがん検診無料化及び女性のがん検診毎年実施を求める陳情  |
|     | 元受理番号15   | 医療的ケア児や重症心身障害児とその家族に対する日常生活支援サービスの向上を求める陳情                                     |
|     | 元受理番号21   | 健常児と障がい児が関わる時間を増やすインクルーシブ教育の拡大と医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れる保育制度を求める陳情                  |
|     | 元受理番号24   | 医療的ケア児や重症心身障害児の災害対策に関する陳情  |
|     | 元受理番号26   | 綾瀬地区を文化的に環境整備することを求める陳情  |
|     | 元受理番号27   | 西新井駅及び周辺の改善を求める陳情  |
|     | 2受理番号2    | ケアプランの有料化は行わないことを国に求める意見書の提出を求める陳情   |
|     | 2受理番号4    | 3歳児健診でカメラ型のオートレフラクトメーターを用いた検査や視能訓練士・眼科医が視力を測る体制と各保健センターにおける相談窓口を早急に構築するよう求める請願 |
|     | 2受理番号5    | 足立区立小・中学校全ての給食調理場に空調設備の設置を求める請願  |

- 2 受理番号 6 足立区立小・中学校全校の給食調理室に空調設備の設置を求める請願
- 2 受理番号 8 新型コロナウイルスの収束まで区立施設の使用料の半減を求める請願
- 2 受理番号 1 4 地方消費者行政拡充に向け、国に予算強化等を求める意見書の提出を求める陳情
- 2 受理番号 1 5 保健所の機能強化に向け、国に予算強化等を求める意見書の提出を求める陳情
- 2 受理番号 2 0 すべての人が個人として尊重される社会の実現に向けた、男女共同参画・ダイバーシティ教育の推進を求める陳情
- 2 受理番号 2 2 異性・同性パートナーシップ制度の制定に向けた取組の推進等に関する陳情
- 2 受理番号 2 3 事実婚を含むパートナーシップ宣誓制度の導入等を求める陳情
- 2 受理番号 2 5 足立区差別禁止条例の制定を求める陳情
- 2 受理番号 2 6 区立中学の制服（標準服）のスラックス・スカートの選択制の導入及び区立学校で男女混合名簿を用いることを求める陳情
- 3 受理番号 3 安心・安全の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書を国に提出することを求める請願
- 3 受理番号 5 花畑二丁目住宅地にある生コン工場の早期移転を求める陳情
- 3 受理番号 7 花畑川の歴史と桜とSDGsな川づくりのための検討委員会設置を求める陳情
- 3 受理番号 8 性犯罪をなくすための区立学校での性教育の充実を求める陳情
- 3 受理番号 1 0 原爆歴77年7月以降に住民票等発行手数料を一部免除することに関する陳情
- 3 受理番号 1 2 介護保険料負担を減らす「介護保険料負担軽減給付金」制度の創設と介護従事者の待遇改善を求める陳情
- 3 受理番号 1 3 厚生労働省へ保健所の感染症に対する機能強化の意見書を提出することを求める陳情
- 3 受理番号 1 8 足立区の小学校図書館の活動を更に充実させるために、小学校の図書館に直接雇用の図書館司書（支援員）の配置を計画的にすすめることを求める陳情
- 4 受理番号 3 女性トイレの維持及びその安心安全の確保について求める意見書を国に提出することを求める陳情
- 4 受理番号 4 子どもの豊かな育ちを支えるため感染対策の見直しを求める請願
- 4 受理番号 5 教育現場への感染症対策緩和についての請願
- 4 受理番号 6 スクールアシスタント（旧介助員）制度の充実を求める請願
- 4 受理番号 7 建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拠出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書の提出を求める陳情
- 4 受理番号 1 0 公立小中学校の給食費無償化を求める陳情
- 4 受理番号 1 1 中途養育者に関わる支援を求める請願
- 4 受理番号 1 2 親のニーズに対応した待機児対策を強め、子どもたちのために質の高い保育を保障し、公立保育園31園を廃止しないことを求める陳情
- 4 受理番号 1 4 希望する自治体が職員の定年を65歳から70歳まで引き上げることができる制度を導入するよう国に意見書の提出を求める陳情
- 4 受理番号 1 7 新規火葬場建設に関する陳情
- 4 受理番号 1 9 都営住宅併設のシルバーピア事業の推進を求める陳情
- 受理番号 1 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書を国に提出することを求める陳情
- 受理番号 2 「台湾有事」・第二の沖縄戦の危機に対し敵基地攻撃能力保有を決定した政府方針の撤回と平和外交をすすめるよう求める意見書を国に提出することを求める陳情
- 受理番号 3 国民健康保険料を値上げせず、負担を軽減することを求める陳情
- 受理番号 4 白石正輝区議の2022年第4回定例会でのLGBT差別隠蔽発言について謝罪・撤回等を求める陳情
- 受理番号 5 「小さな交通」のグリーンスローモビリティの早期実現を求める陳情
- 受理番号 6 保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書を国に提出することを求める陳情

- 第32 議員提出第2号議案 学校給食費無償化を推進するための財政支援を求める意見書
- 第33 交通網・都市基盤整備調査特別委員会の調査報告について
- 第34 子ども・子育て支援対策調査特別委員会の調査報告について
- 第35 災害・オウム対策調査特別委員会の調査報告について
- 第36 エリアデザイン調査特別委員会の調査報告について
- 第37 足立区教育委員会委員任命の同意について

令和5年3月23日

足立区議会議長

工藤哲也

## 令和5年第1回足立区議会定例会 文書質問提出者等一覧表

提出日	会派名	提出者名	質問内容
3月13日	議会改革を全力で 推し進める会	土屋 のりこ	①子どもが安心して育っていける まちづくりについて

※文書質問書提出期間

2月27日（月）～3月17日（金）

## 足立区議会情報公開条例の施行に関する規程の一部を改正する規程 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
○足立区議会情報公開条例の施行に関する規程	○足立区議会情報公開条例の施行に関する規程
(平成12年12月25日区議会議長告示第2号)	(平成12年12月25日区議会議長告示第2号)
改正	改正
平成16年12月17日区議会議長告示第2号	平成16年12月17日区議会議長告示第2号
平成17年3月30日区議会議長告示第1号	平成17年3月30日区議会議長告示第1号
平成18年8月31日区議会議長告示第2号	平成18年8月31日区議会議長告示第2号
平成26年4月1日区議会議長告示第2号	平成26年4月1日区議会議長告示第2号
平成28年4月1日区議会議長告示第2号	平成28年4月1日区議会議長告示第2号
	令和5年●月●日区議会議長告示第●号
第1条～第6条省略	第1条～第6条省略
(電磁的記録の開示方法)	(電磁的記録の開示方法)
第7条 条例第14条の規定による電磁的記録（ビデオテープ及び録音テープを除く。以下次項において同じ。）の開示は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。	第7条 条例第14条の規定による電磁的記録（ビデオテープ及び録音テープを除く。以下次項において同じ。）の開示は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。
2 前項の規定にかかわらず、電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴またはフロッピーディスク、光ディスク若しくはその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は複写したものの交付により開示を行うことができる。	2 前項の規定にかかわらず、電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又は光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は複写したものの交付により開示を行うことができる。
3 電磁的記録がビデオテープ又は録音テープであるときは、当該電磁的記録の開示は、視聴により行う。	3 電磁的記録がビデオテープ又は録音テープであるときは、当該電磁的記録の開示は、視聴により行う。
第8条～第12条省略	第8条～第12条省略
付 則	付 則
この規程は、平成13年1月1日から施行する。	この規程は、平成13年1月1日から施行する。
付 則（平成16年12月17日区議会議長告示第2号）	付 則（平成16年12月17日区議会議長告示第2号）
この規程は、足立区議会情報公開条例の一部を改正する条例（平成16年	この規程は、足立区議会情報公開条例の一部を改正する条例（平成16年



足立区条例第58号)の施行の日から施行する。	足立区条例第58号)の施行の日から施行する。																																																	
付 則 (平成17年3月30日区議会議長告示第1号)	付 則 (平成17年3月30日区議会議長告示第1号)																																																	
この規程は、平成17年4月1日から施行する。	この規程は、平成17年4月1日から施行する。																																																	
付 則 (平成18年8月31日区議会議長告示第2号)	付 則 (平成18年8月31日区議会議長告示第2号)																																																	
この規程は、平成18年9月1日から施行する。	この規程は、平成18年9月1日から施行する。																																																	
付 則 (平成26年4月1日区議会議長告示第2号)	付 則 (平成26年4月1日区議会議長告示第2号)																																																	
この規程は、平成26年4月1日から施行する。	この規程は、平成26年4月1日から施行する。																																																	
付 則 (平成28年3月28日区議会議長告示第2号)	付 則 (平成28年3月28日区議会議長告示第2号)																																																	
この規程は、平成28年4月1日から施行する。	この規程は、平成28年4月1日から施行する。																																																	
	付 則 (令和5年●月●日区議会議長告示第●号)																																																	
	この規程は、令和5年●月●日から施行する。																																																	
別表 (第8条関係)	別表 (第8条関係)																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>閲覧用の写しの作成又は被覆処理に要する費用</td> <td>1面</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">複写機により作成した情報の写しの交付</td> <td>A3判以下</td> <td>1面 10円</td> </tr> <tr> <td>カラーコピー</td> <td>1面 50円</td> </tr> <tr> <td>電子計算機からの出力物の交付</td> <td>1面</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>FDに複写したものの交付</td> <td>1面</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>CD-Rに複写したものの交付</td> <td>1枚</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>USBメモリーに複写したものの交付</td> <td>1個</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>情報の写しの郵送に要する費用</td> <td colspan="2">実費相当額</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	閲覧用の写しの作成又は被覆処理に要する費用	1面	10円	複写機により作成した情報の写しの交付	A3判以下	1面 10円	カラーコピー	1面 50円	電子計算機からの出力物の交付	1面	10円	FDに複写したものの交付	1面	10円	CD-Rに複写したものの交付	1枚	100円	USBメモリーに複写したものの交付	1個	1,000円	情報の写しの郵送に要する費用	実費相当額		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>閲覧用の写しの作成又は被覆処理に要する費用</td> <td>1面</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">複写機により作成した情報の写しの交付</td> <td>A3判以下</td> <td>1面 10円</td> </tr> <tr> <td>カラーコピー</td> <td>1面 50円</td> </tr> <tr> <td>電子計算機からの出力物の交付</td> <td>1面</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>CD-Rに複写したものの交付</td> <td>1枚</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>USBメモリーに複写したものの交付</td> <td>1個</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>情報の写しの郵送に要する費用</td> <td colspan="2">実費相当額</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	閲覧用の写しの作成又は被覆処理に要する費用	1面	10円	複写機により作成した情報の写しの交付	A3判以下	1面 10円	カラーコピー	1面 50円	電子計算機からの出力物の交付	1面	10円	CD-Rに複写したものの交付	1枚	100円	USBメモリーに複写したものの交付	1個	1,000円	情報の写しの郵送に要する費用	実費相当額	
区 分	単 位	金 額																																																
閲覧用の写しの作成又は被覆処理に要する費用	1面	10円																																																
複写機により作成した情報の写しの交付	A3判以下	1面 10円																																																
	カラーコピー	1面 50円																																																
電子計算機からの出力物の交付	1面	10円																																																
FDに複写したものの交付	1面	10円																																																
CD-Rに複写したものの交付	1枚	100円																																																
USBメモリーに複写したものの交付	1個	1,000円																																																
情報の写しの郵送に要する費用	実費相当額																																																	
区 分	単 位	金 額																																																
閲覧用の写しの作成又は被覆処理に要する費用	1面	10円																																																
複写機により作成した情報の写しの交付	A3判以下	1面 10円																																																
	カラーコピー	1面 50円																																																
電子計算機からの出力物の交付	1面	10円																																																
CD-Rに複写したものの交付	1枚	100円																																																
USBメモリーに複写したものの交付	1個	1,000円																																																
情報の写しの郵送に要する費用	実費相当額																																																	
備考	備考																																																	
1 A3判を超えるものの写しについては、A3判に換算した枚数分の金額とする。	1 A3判を超えるものの写しについては、A3判に換算した枚数分の金額とする。																																																	
2 規格は、日本工業規格による。	2 規格は、日本工業規格による。																																																	

第1号様式（第2条関係）（表）	第1号様式（第2条関係）（表）
受理した日の翌日から起算して、	開示請求があった日から
非開示	不開示
第1号様式（第2条関係）（裏）	第1号様式（第2条関係）（裏）
FDに複写したものの交付	（削除）
第2号様式（第4条関係）	第2号様式（第4条関係）
非開示	不開示
存否非開示	存否応答拒否
第2号様式（第4条関係）～第5号様式（第5条関係）省略	第2号様式（第4条関係）～第5号様式（第5条関係）省略
第6号様式（第5条関係）	第6号様式（第5条関係）
非開示	不開示
第7号様式（第9条関係）	第7号様式（第9条関係）
非開示	不開示

足立区議会情報公開条例実施要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
○足立区議会情報公開条例実施要綱	○足立区議会情報公開条例実施要綱
(平成12年12月28日区議会議長決定)	(平成12年12月28日区議会議長決定)
改正	改正
平成17年1月24日区議会議長決定	平成17年1月24日区議会議長決定
平成25年6月6日区議会議長決定	平成25年6月6日区議会議長決定
平成26年4月1日区議会議長決定	平成26年4月1日区議会議長決定
平成28年4月1日区議会議長決定	平成28年4月1日区議会議長決定
	令和5年●月●日区議会議長決定
第1条～第6条省略	第1条～第6条省略
(受け付けた請求書の写しの交付)	(受け付けた請求書の写しの交付)
第7条 第5条の規定により、区議会事務局が請求書を受け付けたときは、足立区文書管理規程（昭和60年足立区訓令甲第5号）の定めるところにより收受し、請求書の写しを請求者に交付する。	第7条 第5条の規定により、区議会事務局が請求書を受け付けたときは、足立区文書管理規程（昭和60年足立区訓令甲第5号）の定めるところにより收受し、請求書の写しを請求者に交付する。
2 請求書の写しの交付に当たっては、次の事項について請求者に説明するものとする。	2 請求書の写しの交付に当たっては、次の事項について請求者に説明するものとする。
(1) 情報の開示等の決定は、 <u>開示請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内に行うものとし、やむを得ない理由があるときは、受理した日から60日を限度として期間を延長することができる。</u> この場合には、情報開示決定期間延長通知書により通知すること。また、開示請求に係る情報が著しく大量であるため、 <u>受理した日から60日以内</u> にそのすべてについて条例第12条第1項の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、条例第12条第1項及び第3項の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る情報のうち相当の部分につき当該期間内に条例第12条第1項の決定をし、残りの情報については相当の期間内に条	(1) 情報の開示等の決定は、 <u>開示請求があった日から14日以内</u> に行うものとし、やむを得ない理由があるときは、 <u>46日以内</u> に限り期間を延長することができる。この場合には、情報開示決定期間延長通知書により通知すること。また、開示請求に係る情報が著しく大量であるため、 <u>開示請求があった日から60日以内</u> にそのすべてについて条例第12条第1項の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、条例第12条第1項及び第3項の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る情報のうち相当の部分につき当該期間内に条例第12条第1項の決定をし、残りの情報については相当の期間内に条例第12条第1項の決

例第12条第1項の決定をすれば足りる。この場合において、議長は、情報開示決定期間特例延長通知書により通知すること。	定をすれば足りる。この場合において、議長は、情報開示決定期間特例延長通知書により通知すること。
(2) 情報の閲覧において、開示の請求に係る情報に <del>非</del> 開示情報が記録され、写しの作成又は被覆の処理をして開示を実施する場合は、費用を徴収すること。	(2) 情報の閲覧において、開示の請求に係る情報に <del>不</del> 開示情報が記録され、写しの作成又は被覆の処理をして開示を実施する場合は、費用を徴収すること。
(3) 情報の写しを必要とする場合は、費用を徴収すること。	(3) 情報の写しを必要とする場合は、費用を徴収すること。
(4) 情報を開示する場合の日時及び場所は、情報開示等決定通知書(以下「開示等決定通知書」という。)により通知すること。	(4) 情報を開示する場合の日時及び場所は、情報開示等決定通知書(以下「開示等決定通知書」という。)により通知すること。
第8条～第9条省略 (決定期間の起算日等)	第8条～第9条省略 (決定期間の起算日等)
第10条 区議会事務局で請求書を受け付けた日をもって、条例第12条第1項に規定する請求書を受理した日として取り扱うものとする。郵送又はファクシミリによる開示請求については、当該請求書が区議会事務局に到達した日をもって、電子申請による開示請求については、議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた日をもって、請求書を受理した日として取り扱うものとする。ただし、請求書の補正を求めたときは、補正が完了した日をもって、請求書を受理した日とする。	第10条 請求者が区議会事務局窓口で請求書を提出した日をもって、条例第12条第1項に規定する開示請求があった日として取り扱うものとする。郵送又はファクシミリによる開示請求については、当該請求書が区議会事務局に到達した日をもって、電子申請による開示請求については、議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた日をもって、開示請求があった日として取り扱うものとする。ただし、請求書の補正を求めたときは、補正が完了した日をもって、開示請求があった日とする。
2 決定期間の末日が休日に当たるときは、その翌日をもって満了日とする。	2 決定期間の末日が休日に当たるときは、その翌日をもって満了日とする。
3 決定期間は、開示等決定通知書を作成するまでの期間を示し、通知書の送付に要する日数は含まないものとする。	3 決定期間は、開示等決定通知書を作成するまでの期間を示し、通知書の送付に要する日数は含まないものとする。
第11条～第15条省略 (情報の写しによる閲覧)	第11条～第15条省略 (情報の写しによる閲覧)
第16条 条例第14条ただし書の規定により、情報の写しにより開示する合理的な理由とは、次の各号に該当する場合とする。	第16条 条例第14条ただし書の規定により、情報の写しにより開示する合理的な理由とは、次の各号に該当する場合とする。
(1) 常用の台帳、帳簿等のように、これを閲覧に供することにより、日常の業務に支障を及ぼすおそれのあるもの。	(1) 常用の台帳、帳簿等のように、これを閲覧に供することにより、日常の業務に支障を及ぼすおそれのあるもの。
(2) 情報に <del>非</del> 開示情報が記録され、原本から分離できない状態にある	(2) 情報に <del>不</del> 開示情報が記録され、原本から分離できない状態にある

るとき。	とき。
(3) 議会運営の円滑な執行を確保する必要のある場合、その他合理的な理由があるとき。	(3) 議会運営の円滑な執行を確保する必要のある場合、その他合理的な理由があるとき。
第17条省略	第17条省略
(審査請求の受理)	(審査請求の受理)
第18条 情報の開示等の決定に不服のあるもの（以下「審査請求人」という。）の行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求は、区議会事務局庶務係が受け付ける。	第18条 情報の開示等の決定に不服のあるもの（以下「審査請求人」という。）の行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求は、区議会事務局庶務係が受け付ける。
2 審査請求は、行政不服審査法第19条第1項の規定に基づき、 <u>書面によることとし、口頭による審査請求は認めないものとする。</u>	2 審査請求は、行政不服審査法第19条第1項の規定に基づき、 <u>審査請求書を提出して行うものとする。</u>
3 審査請求の受付に当たっては、形式的要件を審査するものとする。	3 審査請求の受付に当たっては、形式的要件を審査するものとする。
4 審査請求の受付に当たっての留意事項は、次のとおりとする。	4 審査請求の受付に当たっての留意事項は、次のとおりとする。
(1) 処分に対する審査請求の場合の審査請求書には、次の事項が記載されていなければならない。	(1) 処分に対する審査請求の場合の審査請求書には、次の事項が記載されていなければならない。
ア 審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所（審査請求人が法人その他の団体であるときは、その名称及び所在地並びにその代表者又は代理人の氏名及び住所）	ア 審査請求人の氏名又は名称並びに住所又は居所（審査請求人が法人その他の団体であるときは、その名称及び所在地並びにその代表者又は代理人の氏名及び住所）
イ 審査請求に係る処分	イ 審査請求に係る処分
ウ 審査請求に係る処分があったことを知った年月日	ウ 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
エ 審査請求の趣旨及び理由	エ 審査請求の趣旨及び理由
オ 処分庁（議長）の教示の有無及びその内容	オ 処分庁（議長）の教示の有無及びその内容
カ 審査請求の年月日	カ 審査請求の年月日
(2) 不作為に対する審査請求の場合の審査請求書には、次の事項が記載されていなければならない。	(2) 不作為に対する審査請求の場合の審査請求書には、次の事項が記載されていなければならない。
ア 審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所（審査請求人が法人その他の団体であるときは、その名称及び所在地並びにその代表者又は代理人の氏名及び住所）	ア 審査請求人の氏名又は名称並びに住所又は居所（審査請求人が法人その他の団体であるときは、その名称及び所在地並びにその代表者又は代理人の氏名及び住所）
イ 当該不作為に係る処分その他の行為についての申請の内容及び年月日	イ 当該不作為に係る処分その他の行為についての申請の内容及び年月日

ウ 審査請求の年月日	ウ 審査請求の年月日
(3) 審査請求書には、審査請求人の押印がなければならない。	(削除)
5 審査請求書の記載内容及び添付書類について、不備又は不足がある場合には、審査請求人に対してその箇所の訂正又は補筆を求めるものとする。	5 審査請求書の記載内容及び添付書類について、不備又は不足がある場合には、審査請求人に対してその箇所の訂正又は補筆を求めるものとする。
第19条～第20条省略 (実施状況の公表)	第19条～第20条省略 (実施状況の公表)
第21条 情報公開制度の実施状況の公表は、毎年1回、区議会だよりへの登載及び足立区告示式規程(昭和26年足立区告示第25号)に基づく告示により行うものとする。	第21条 情報公開制度の実施状況の公表は、毎年1回、区議会だよりへの登載及び足立区告示式規程(昭和26年足立区告示第25号)に基づく告示により行うものとする。
2 前項の公表事項は、次のとおりとする。	2 前項の公表事項は、次のとおりとする。
(1) 情報の開示請求の状況	(1) 情報の開示請求の状況
(2) 情報の開示等(全部開示、一部開示、全部非開示、不存在、 <u>存否非開示</u> を含む。)の決定の状況	(2) 情報の開示等(全部開示、一部開示、全部 <u>不開示</u> 、不存在、 <u>存否応答拒否</u> を含む。)の決定の状況
(3) 審査請求の件数及び処理状況	(3) 審査請求の件数及び処理状況
(4) 条例第16条第3項の規定により審査請求に対する裁決を行った件数	(4) 条例第16条第3項の規定により審査請求に対する裁決を行った件数
(5) その他議長が定める事項	(5) その他議長が定める事項
付 則	付 則
この要綱は、平成13年1月1日から施行する。	この要綱は、平成13年1月1日から施行する。
付 則(平成17年1月24日区議会議長決定)	付 則(平成17年1月24日区議会議長決定)
この要綱は、平成17年1月25日から施行する。	この要綱は、平成17年1月25日から施行する。
付 則(平成25年6月6日区議会議長決定)	付 則(平成25年6月6日区議会議長決定)
この要綱は、平成25年6月7日から施行する。	この要綱は、平成25年6月7日から施行する。
付 則(平成26年4月1日区議会議長決定)	付 則(平成26年4月1日区議会議長決定)
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。	この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
付 則(平成28年4月1日区議会議長決定)	付 則(平成28年4月1日区議会議長決定)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。	この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
	付 則（令和5年●月●日区議会議長決定）
	この要綱は、令和5年●月●日から施行する。

## 足立区議会事務局処務規程の一部を改正する規程 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区議会事務局処務規程</p> <p>(昭和49年4月1日区議会議長訓令甲第1号)</p> <p>改正 昭和56年4月1日区議会議長訓令甲第1号 昭和58年4月1日区議会議長訓令甲第1号 昭和60年6月1日区議会議長訓令甲第1号 平成元年4月1日区議会議長訓令甲第2号 平成2年4月1日区議会議長訓令甲第1号 平成3年6月14日区議会議長訓令甲第1号 平成10年4月1日区議会議長訓令甲第1号 平成12年3月31日区議会議長訓令甲第2号 平成12年12月28日区議会議長訓令甲第5号 平成13年4月1日区議会議長訓令甲第1号 平成15年1月31日区議会議長訓令甲第1号 平成25年3月1日区議会議長訓令甲第4号 平成30年3月30日区議会議長訓令甲第1号</p>	<p>○足立区議会事務局処務規程</p> <p>(昭和49年4月1日区議会議長訓令甲第1号)</p> <p>改正 昭和56年4月1日区議会議長訓令甲第1号 昭和58年4月1日区議会議長訓令甲第1号 昭和60年6月1日区議会議長訓令甲第1号 平成元年4月1日区議会議長訓令甲第2号 平成2年4月1日区議会議長訓令甲第1号 平成3年6月14日区議会議長訓令甲第1号 平成10年4月1日区議会議長訓令甲第1号 平成12年3月31日区議会議長訓令甲第2号 平成12年12月28日区議会議長訓令甲第5号 平成13年4月1日区議会議長訓令甲第1号 平成15年1月31日区議会議長訓令甲第1号 平成25年3月1日区議会議長訓令甲第4号 平成30年3月30日区議会議長訓令甲第1号 令和5年●月●日区議会議長訓令甲第●号</p>
第1条省略	第1条省略
(分掌事務)	(分掌事務)
第2条 係(担当係長を含む。)の分掌事務は、次のとおりとする。	第2条 係(担当係長を含む。)の分掌事務は、次のとおりとする。
<p>庶務係</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公印の管守に関する事。</li> <li>2 職員の人事に関する事。</li> <li>3 文書の受発、編さん及び保存に関する事。</li> <li>4 議員及び職員の諸給与に関する事。</li> <li>5 市議会議員共済会に関する事。</li> </ol>	<p>庶務係</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公印の管守に関する事。</li> <li>2 職員の人事に関する事。</li> <li>3 文書の受発、編さん及び保存に関する事。</li> <li>4 議員及び職員の諸給与に関する事。</li> <li>5 市議会議員共済会に関する事。</li> </ol>



<p>6 政務活動費に関すること。</p> <p>7 経理に関すること。</p> <p>8 議会の情報公開に関すること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>9 議事堂の管理に関すること。</p> <p>10 他の係に属しないこと。</p>	<p>6 政務活動費に関すること。</p> <p>7 経理に関すること。</p> <p>8 議会の情報公開に関すること。</p> <p><u>9 議会の個人情報保護に関すること。</u></p> <p><u>10 議事堂の管理に関すること。</u></p> <p><u>11 他の係に属しないこと。</u></p>
<p>調整担当係長</p> <p>1 予算に関すること。</p> <p>2 議員待遇者会に関すること。</p> <p>3 議会の情報化推進に関すること。</p> <p>4 その他局内の事業に係る調整管理に関すること。</p>	<p>調整担当係長</p> <p>1 予算に関すること。</p> <p>2 議員待遇者会に関すること。</p> <p>3 議会の情報化推進に関すること。</p> <p>4 その他局内の事業に係る調整管理に関すること。</p>
<p>議事係</p> <p>1 本会議に関すること。</p> <p>2 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に関すること。</p> <p>3 全員協議会及び各種協議会に関すること。</p> <p>4 会議録の調製、保存及び委員会の記録に関すること。</p> <p>5 議決事件の処理に関すること。</p> <p>6 請願、陳情等の処理に関すること。</p> <p>7 その他各種会議に関すること。</p>	<p>議事係</p> <p>1 本会議に関すること。</p> <p>2 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に関すること。</p> <p>3 全員協議会及び各種協議会に関すること。</p> <p>4 会議録の調製、保存及び委員会の記録に関すること。</p> <p>5 議決事件の処理に関すること。</p> <p>6 請願、陳情等の処理に関すること。</p> <p>7 その他各種会議に関すること。</p>
<p>調査係</p> <p>1 議案の調査、立案に関すること。</p> <p>2 資料の収集、保存及び統計に関すること。</p> <p>3 議会の広報に関すること。</p> <p>4 議会図書室に関すること。</p> <p>5 議会ホームページの管理に関すること。</p> <p>6 その他調査に関すること。</p>	<p>調査係</p> <p>1 議案の調査、立案に関すること。</p> <p>2 資料の収集、保存及び統計に関すること。</p> <p>3 議会の広報に関すること。</p> <p>4 議会図書室に関すること。</p> <p>5 議会ホームページの管理に関すること。</p> <p>6 その他調査に関すること。</p>
<p>第3条～第6条省略</p>	<p>第3条～第6条省略</p>
<p>付 則</p> <p>この規程は、昭和49年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則</p> <p>この規程は、昭和49年4月1日から施行する。</p>

付 則 (昭和56年4月1日区議会議員長訓令甲第1号)  
この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則 (昭和58年4月1日区議会議員長訓令甲第1号)  
この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則 (昭和60年6月1日区議会議員長訓令甲第1号)  
この規程は、昭和60年6月1日から施行する。

付 則 (平成元年4月1日区議会議員長訓令甲第2号)  
この規程は、平成元年4月1日から施行する。

付 則 (平成2年4月1日区議会議員長訓令甲第1号)  
この規程は、平成2年4月1日から施行する。

付 則 (平成3年6月14日区議会議員長訓令甲第1号)  
この規程は、平成3年6月14日から施行する。

付 則 (平成10年4月1日区議会議員長訓令甲第1号)  
この規程は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年3月31日区議会議員長訓令甲第2号)  
この規程は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年12月28日区議会議員長訓令甲第5号)  
この規程は、平成13年1月1日から施行する。

付 則 (平成13年4月1日区議会議員長訓令甲第1号)  
この規程は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年1月31日区議会議員長訓令甲第1号)  
この規程は、平成15年2月20日から施行する。

付 則 (平成25年3月1日区議会議員長訓令甲第4号)  
この規程は、平成25年3月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月30日区議会議員長訓令甲第1号)  
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (昭和56年4月1日区議会議員長訓令甲第1号)  
この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則 (昭和58年4月1日区議会議員長訓令甲第1号)  
この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則 (昭和60年6月1日区議会議員長訓令甲第1号)  
この規程は、昭和60年6月1日から施行する。

付 則 (平成元年4月1日区議会議員長訓令甲第2号)  
この規程は、平成元年4月1日から施行する。

付 則 (平成2年4月1日区議会議員長訓令甲第1号)  
この規程は、平成2年4月1日から施行する。

付 則 (平成3年6月14日区議会議員長訓令甲第1号)  
この規程は、平成3年6月14日から施行する。

付 則 (平成10年4月1日区議会議員長訓令甲第1号)  
この規程は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年3月31日区議会議員長訓令甲第2号)  
この規程は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年12月28日区議会議員長訓令甲第5号)  
この規程は、平成13年1月1日から施行する。

付 則 (平成13年4月1日区議会議員長訓令甲第1号)  
この規程は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年1月31日区議会議員長訓令甲第1号)  
この規程は、平成15年2月20日から施行する。

付 則 (平成25年3月1日区議会議員長訓令甲第4号)  
この規程は、平成25年3月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月30日区議会議員長訓令甲第1号)  
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (令和5年●月●日区議会議員長訓令甲第●号)  
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

足立区議会議員被服貸与要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○<u>東京都</u>足立区議会議員被服貸与要綱</p> <p><u>東京都</u>足立区議会議員被服貸与要綱を次のよう定める。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>足立区議会</u>議員に対し、職務執行上必要な被服を貸与することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(貸与品)</p> <p>第2条 貸与する被服（以下「貸与品」という）の種類は別表のとおりとする。</p> <p>2 貸与品の全部、又は一部について、<u>足立区議会</u>議長が貸与する必要があると認めるときは、貸与しないことができる。</p> <p>(貸与時期)</p> <p>第3条 貸与品の貸与時期は、足立区議会議員選挙後、議員に就任した月とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、新たに当選就任した議員に対しては、随時貸与することができる。</p> <p>(特別貸与)</p> <p>第4条 <u>足立区議会</u>議長が特に必要と認める議員に対して、貸与品以外の貸与品を貸与することができる。</p> <p>(報告義務)</p> <p>第5条 貸与品を亡失、又は、き損したときは、<u>足立区議会</u>議長に報告し</p>	<p>○足立区議会議員被服貸与要綱</p> <p>足立区議会議員被服貸与要綱を次のよう定める。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、議員に対し、職務執行上必要な被服を貸与することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(貸与品)</p> <p>第2条 貸与する被服（以下「貸与品」という。）の種類は別表のとおりとする。</p> <p>2 貸与品の全部、又は一部について、議長が貸与する必要があると認めるときは、貸与しないことができる。</p> <p>(貸与時期)</p> <p>第3条 貸与品の貸与時期は、足立区議会議員選挙後、議員に就任した月とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、新たに当選就任した議員に対しては、随時貸与することができる。</p> <p>(特別貸与)</p> <p>第4条 議長が特に必要と認める議員に対して、貸与品以外の貸与品を貸与することができる。</p> <p>(報告義務)</p> <p>第5条 貸与品を亡失、又は、き損したときは、議長に報告しなければ</p>

改正前	改正後																								
<p>なければならない。</p> <p>(再貸与)</p> <p>第6条 貸与品を亡失、又は、き損したため代品を要すると、<u>足立区議会</u>議長が認めたときは、再貸与することができる。</p> <p>(<u>辞職、失職、除名による貸与品の取扱い</u>)</p> <p>第7条 <u>議員が辞職、失職、又は除名になった</u>ときは、貸与品を<u>返還させることができる。</u></p> <p>付 則 この要綱は、昭和54年5月1日から適用する。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="320 959 949 1283"> <thead> <tr> <th>貸 与 品</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災服（上・下）</td> <td>1着</td> </tr> <tr> <td>帽 子</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>ヘルメット</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>半 長 靴</td> <td>1足</td> </tr> <tr> <td><u>雨 衣</u></td> <td>1着</td> </tr> </tbody> </table>	貸 与 品	数	防災服（上・下）	1着	帽 子	1個	ヘルメット	1個	半 長 靴	1足	<u>雨 衣</u>	1着	<p>ならない。</p> <p>(再貸与・交換)</p> <p>第6条 貸与品を亡失、又は、き損したため代品を要すると、議長が認めたときは、再貸与することができる。 <u>2 体型が変化した場合についても、前項と同様とする。</u></p> <p>(貸与品の取扱い)</p> <p>第7条 <u>議員の職を失った</u>ときは、貸与品を<u>返納すること。</u></p> <p>付 則 この要綱は、昭和54年5月1日から適用する。 <u>付 則（令和5年●月●日区議会議長決定）</u> <u>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1305 959 1966 1278"> <thead> <tr> <th>貸 与 品</th> <th>数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災服（上・下）</td> <td>1着</td> </tr> <tr> <td>帽 子</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>ヘルメット</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>半 長 靴</td> <td>1足</td> </tr> <tr> <td><u>防 寒 着</u></td> <td>1着</td> </tr> </tbody> </table>	貸 与 品	数	防災服（上・下）	1着	帽 子	1個	ヘルメット	1個	半 長 靴	1足	<u>防 寒 着</u>	1着
貸 与 品	数																								
防災服（上・下）	1着																								
帽 子	1個																								
ヘルメット	1個																								
半 長 靴	1足																								
<u>雨 衣</u>	1着																								
貸 与 品	数																								
防災服（上・下）	1着																								
帽 子	1個																								
ヘルメット	1個																								
半 長 靴	1足																								
<u>防 寒 着</u>	1着																								

# 令和5年足立区議会改選期 事務日程 [5・6月] (案)

月 日	曜	会議名等	内 容
5・22	月	当選証書授与・議員記章交付 (庁舎ホール) 14時 会派結成届説明会 (庁舎ホール) 15時 議員証等写真撮影 (6階第1会議室)	※新議員対象説明会 ・会派制度について
・23	火		
・24	水		
・25	木		
・26	金	初顔合わせ会 (庁舎ホール) 15時 【会派結成届・会派役員選任届 提出日】	
・27	土		
・28	日		
・29	月	各派代表者会 (第3委員会室) 10時 《事務局長招集》	・座長の選出 ・代表者会構成員について ・臨時会の期日等の協議 【議員請求、付議事件 (議長選挙について等)】 ・会派控室及び議席割り当て ・今後の議会運営について ・各種規程、申し合わせ事項等の確認 ・議会の役職等について
・30	火	各派代表者会 (第3委員会室) 10時 《以降は座長招集》 【議席氏名 報告締切日】	・各種規程、申し合わせ事項等の確認 ・議会の役職等について [役職大枠決定]
・31	水	各派代表者会 (第3委員会室) 10時 [予備日]  議会事務説明会 (第1委員会室) 13時30分 《事務局長招集》 【役職・委員会等氏名 報告締切日】	※新議員対象説明会 ・事務局長挨拶 ・組織事務分掌説明 ・所管事項説明
6・1	木		
・2	金	各派代表者会 (第3委員会室) 10時 議会広報会議 (第3委員会室)	・第1回臨時会の運営について
・3	土		
・4	日		
・5	月	第1回臨時会 13時 《議員請求に基づく招集》	